

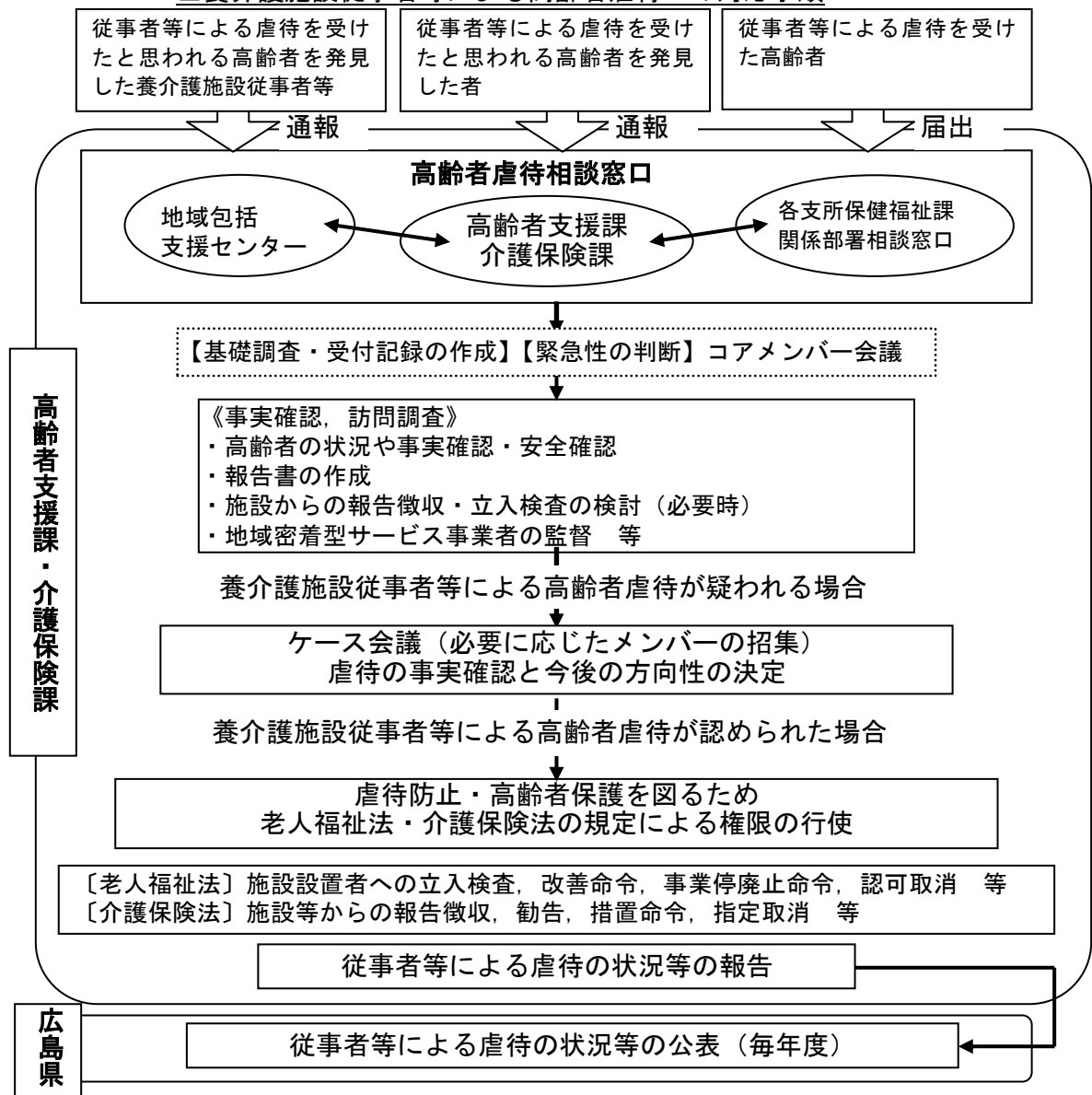
## 高齢者虐待への対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第5条に、保健・福祉・医療関係者の責務として、高齢者福祉の仕事に関係する人は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めるよう規定されています。

本市では「高齢者虐待防止対応マニュアル」に、養護施設従事者等による高齢者虐待への対応手順を定め、迅速かつ適切な対応に努めています。

各事業所・施設においてもご承知いただき、高齢者虐待の防止等に向けた取組みにご協力をお願いします。

### ■養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応手順



### ■高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。